

兵庫県公報

平成26年 4月15日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（会計課）.....	1

公布された法令のあらまし

●地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（規則第21号）

政府調達に関する協定を改正する議定書が締結され、これを受けて当該議定書による改正後の政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達契約の入札に係る手続等についても地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令で規定するよう同令が一部改正されることに伴い、改正協定の内容を踏まえた手続を追加する等所要の整備を行うこととした。

規 則

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4月15日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県規則第21号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則（平成7年兵庫県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「手続」の右に「並びにこれらに関する問合せ先」を加え、同条に次の1項を加える。

4 知事は、第1項の規定により競争入札に参加する資格がないと認めた者から請求があったときは、当該資格がないと認めた理由を当該者に書面により通知しなければならない。

第3条第1項中「ついては」の右に「、当該最初の契約に係る公告において当該最初の契約以外の契約に係る入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までに当該最初の契約以外の契約に係る公告をする旨を明示した場合に限り」を加える。

第8条第1号中「第6条第5号」を「第6条第6号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 財務規則第83条第1項に規定する電子入札を行う場合にあっては、当該電子入札の方法

附 則

この規則は、平成26年 4月16日から施行する。